

第5次呉市市民協働推進基本計画の策定について

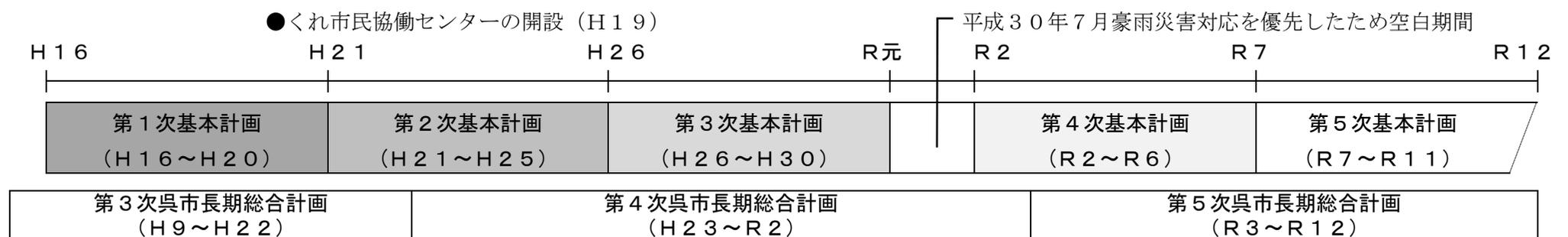
1 計画策定の趣旨

呉市は、平成15年3月に「呉市市民協働推進条例（平成15年呉市条例第12号）」を制定し、個性豊かで活力ある地域社会の実現に向け、市民、市民公益活動団体、事業者及び呉市が、それぞれの責任と役割を理解し、対等な立場で市民協働のまちづくりの推進に努めなければならない旨を定めました。

同条例に基づき、市民協働のまちづくりに向けた環境整備等を総合的かつ計画的に推進する方針として、平成16年3月に「呉市市民協働推進基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を策定し、以降5年ごとに見直しを行っています。

令和2年度から令和6年度までの5年間は「第4次呉市市民協働推進基本計画」（以下「第4次基本計画」といいます。）の期間で、今年度末をもって当該計画期間が満了することから、今年度中に見直しを行い、令和7年度から令和11年度までの5年間の「第5次呉市市民協働推進基本計画」（以下「第5次基本計画」といいます。）を策定するものです。

●呉市市民協働推進条例の施行（H15.4.1）



2 計画の位置付け

第5次基本計画は、呉市市民協働推進条例第10条第1項の規定により策定する市民協働の推進に関する基本計画で、「呉市長期総合計画」の個別計画として策定します。

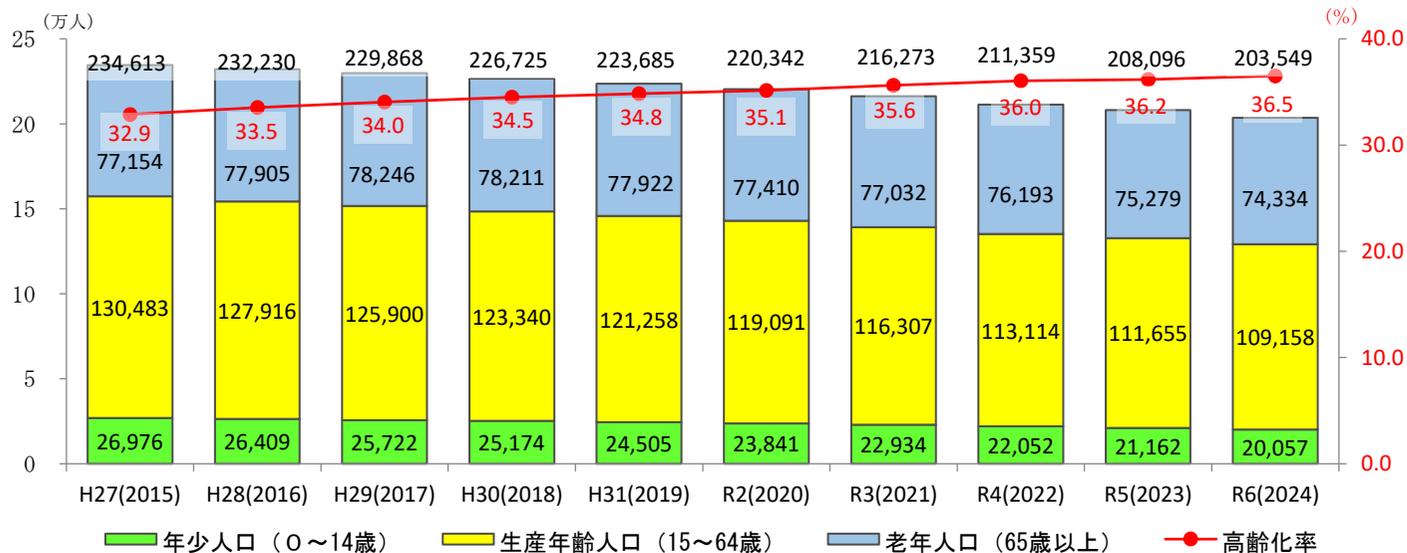
3 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

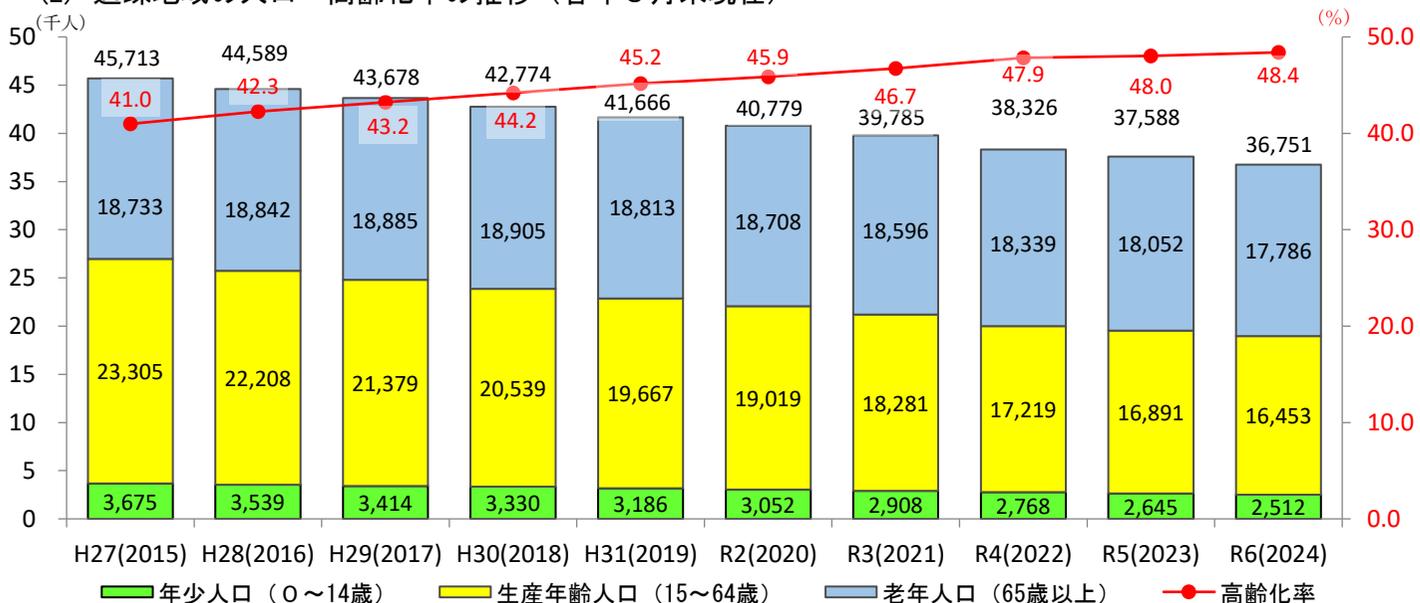
4 呉市の市民協働をとりまく背景

人口減少・少子高齢化の進展

(1) 呉市の人口・高齢化率の推移（各年3月末現在）



(2) 過疎地域の人口・高齢化率の推移（各年3月末現在）



呉市の人口は、昭和50年の約31万人をピークに減少を続けており、直近5年間では、20,136人（▲9.0パーセント）の減となっています。

要因としては、高い高齢化率（R6.3月末現在：36.5パーセント）と合計特殊出生率*の減少（H29：1.44，R3：1.21）が大きく影響しているほか、若年層の市外への流出が顕著であることなどが考えられます。

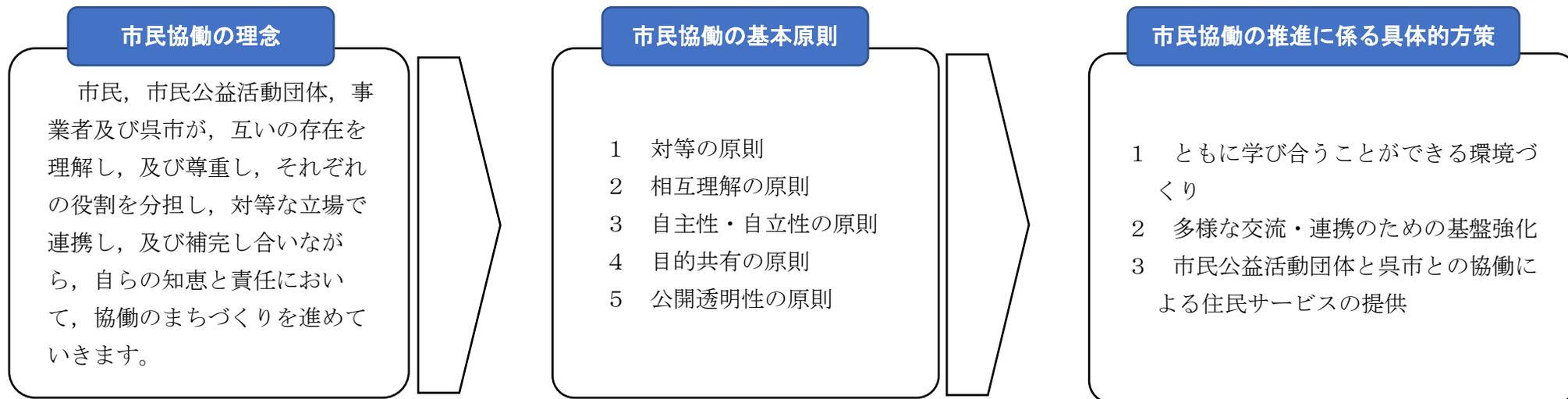
*合計特殊出生率…15～49歳の女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に産む子どもの数の平均を指します。

令和6年3月末現在で、過疎地域に指定されている8地区（下蒲刈・川尻・音戸・倉橋・蒲刈・安浦・豊浜・豊）に限って見ると、直近5年間で人口は4,915人の減（▲11.8パーセント）、高齢化率は48.4パーセント（R6.3月末現在）となっており、より一層深刻な状況となっています。

5 第5次基本計画における基本理念等

できるだけ多くの市民ニーズに応え、市民の地域に対する満足度を高めていくためには、市民、市民公益活動団体、事業者及び呉市の協働並びに市民相互の協働が不可欠です。それぞれが、互いを理解し、及び尊重し、役割を分担し、対等な立場で連携し、補完し合い、並びに自らの知恵と責任において行動することで、活力ある地域社会の実現につながると考えます。

第5次基本計画は、より効果的な協働の推進が図れるよう、令和6年度に実施する自治会及び市民公益活動団体向けのアンケートなどから、それぞれの課題等を抽出し、具体的な方策へつなげられるよう取り組んでいきます。



6 計画の進め方

(1) アンケートの実施

自治会及び呉市に登録している市民公益活動団体に向けたアンケートを実施し、第5次基本計画に反映します。

(2) 呉市市民協働推進委員会（附属機関）

第5次基本計画について、市長から呉市市民協働推進委員会に諮問を行うとともに、その審議過程でパブリックコメントを実施します。

(3) 議会

民生委員会への行政報告を通じて、議会の意見を第5次基本計画に反映します。

(4) 庁内プロジェクト

呉市市民協働推進連絡調整会議（庁内プロジェクト）等による庁内調整を積極的に行います。

(5) その他

市民及び市民公益活動団体が参加する行事などを通して、呉市の市民協働施策について、市民の意見の把握に努めます。

7 策定スケジュール

	令和6年4～6月	7～9月	10～12月	令和7年1～3月
各 作 業	方向性の検討 基礎資料の整理		自治会、公益活動団体 に向けたアンケート実施	素案整理 パブリック コメント 最終案整理・公表
市民協働推進委員会	●5/21 第1回 (策定概要説明)	●第2回 (諮問)	●第3回 (素案議論)	●第4回 (答申) ●第5回 (最終案議論)
市民協働推進連絡調整会議	●4/24 第1回 (策定概要説明)	●第2回 (素案議論)	●第3回 (経過報告・素案議論)	●第4回 (最終案議論)
議 会		●民生委員会 (策定概要説明)	●民生委員会 (素案説明等)	●民生委員会 (最終案説明)